

議案第 6 7 号

大津市リサイクルセンター木戸の 設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

令和7年3月14日
環境部廃棄物減量推進課

施設の概要

名 称 大津市リサイクルセンター木戸
所在地 大津市木戸29番地の3
沿 革 平成25年4月 開所
令和 5年8月 管理運営主体の変更
(直営→指定管理者の選任)



課 題 施設利用人数の伸び悩み
地域のコミュニティ推進にもたらす効果
地域社会が有するニーズへの適応

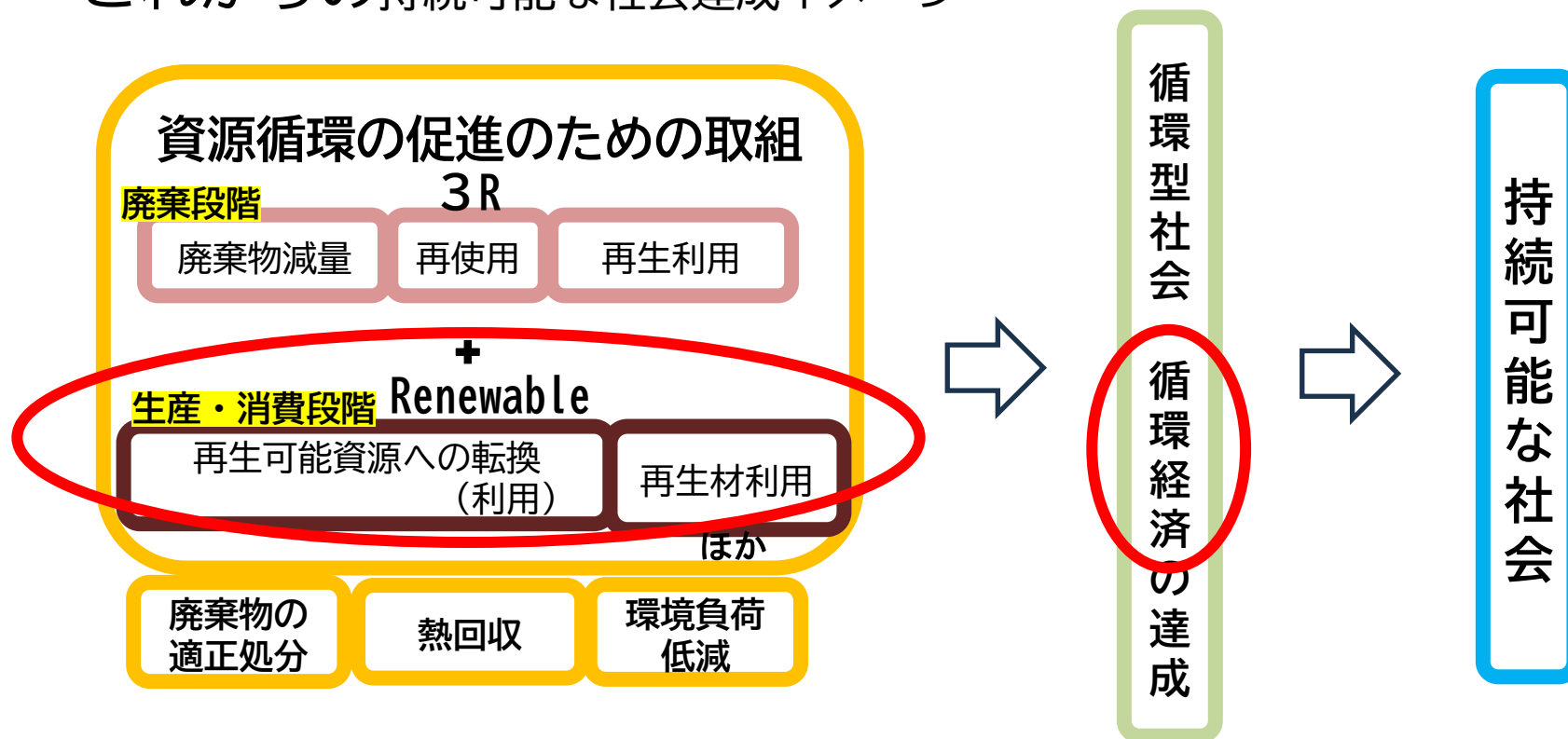
これからの持続可能な社会の実現のためには、市民に意識付けを図る機会・拠点が求められています



持続可能な社会の実現と利用者数の拡大を目指して、施設の機能・役割を広げ、設置目的、事業について見直します

持続可能な社会の実現に向けて 施設が新たに担うこと

これからの持続可能な社会達成イメージ



循環型社会：製品の廃棄段階に着目。

循環経済：製品の生産・消費・廃棄の各段階の
経済活動の中で資源投入量抑制を図る。

施設の目的・事業内容

3 Rの推進に加え、持続可能な社会を見据えた資源の適正な利用にかかる様々な活動の機会を提供し、意識を共有できる人が集まる拠点にしようとするものです。

3 R教室（不用物のリメイク）の開催、子ども服の展示・譲渡（リユース）、3 R実践グループへの貸室に加えて、有用な資源である木材の利用等、資源を長く大切に使う心を育む機会を提供します。

着物のリメイク



リユースコーナー



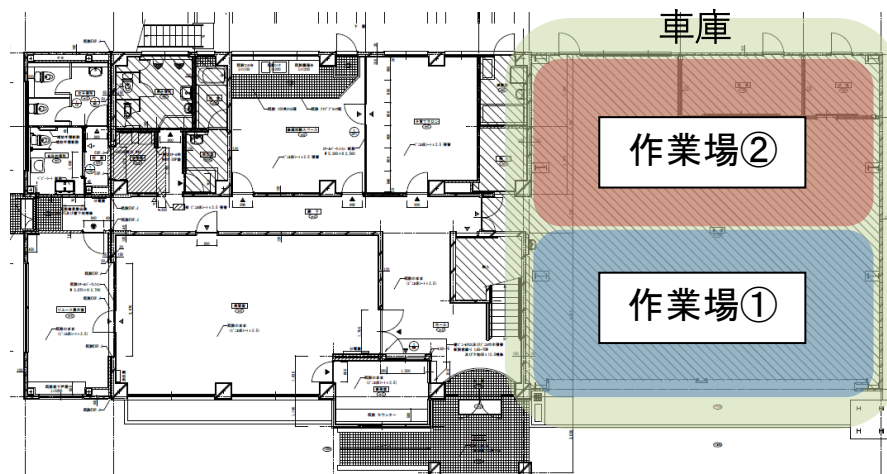
新たに加える取組

持続可能な社会の実現を見据えた資源の適正な利用にかかる多様な活動を行うことができる施設とし、事業内容を充実させることにより、市民の利用が進み、利用人数の増加と持続可能な社会づくりへの意識の広がりにつながります。

事業内容の追加にあたり、木材等の資源の利用に関する啓発を主な目的とした加工室を整備します。長く使える加工品の価値に対する理解が進み、物を大切にする意識が高まることで、廃棄物の発生が抑制され、SDGsのゴールの一つである『持続可能な生産消費形態の確保』が進展されます。



施設の改修について



木材加工機械の設置が可能となるよう、旧消防署車庫部分の改修を行います。

- ・ 床、天井、間仕切り
- ・ 照明、コンセント
- ・ 空調設備、換気設備 ほか

＜令和7年度予算計上額＞

設計業務等委託費	2,500千円
工事請負費	39,000千円

木材加工機械（イメージ）



条例改正の内容

	現 行	改正後（案）
① 施設の名称	大津市 リサイクルセンター木戸	大津市 木戸さすてなプラザ
② 設置目的 （第1条）	<u>資源の有効利用と廃棄物の減量の促進</u> を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図るため	<u>循環型社会の形成の推進</u> を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図るため
③ 事業の内容 （第3条）	<u>資源の有効利用と廃棄物の減量</u> に関する情報提供、講座等の開催、活動のための場所の提供	<u>廃棄物の減量、再生可能な資源の利用その他の資源循環の促進のための取組</u> に関する情報提供、講座等の開催、活動のための場所の提供

今後の管理運営の方向性

今後も指定管理者を選任し、施設の適切な管理運営に努めてまいります。
(現在の指定管理期間 令和7年度まで)
指定管理業務の内容、基準費用の算定、指定管理者の選定等を経て、改めて、適切な時期に指定管理者に関する議案を提出する予定としています。

追加予定の事業(木材等加工活動)に関する検討事項

- ▼指定自主事業として指定管理業務に加えることを念頭に、木材を利用した創作活動のほか、教室の開催などが実施されることについて検討します。
- ▼木材加工活動の運営や内容については、指定管理者からの提案を求めることを念頭に検討します。
- ▼追加する事業及び取組にかかる業務については、必要な費用の算定や業務の位置づけなど、詳細な検討を進めてまいります。